

## 光市公衆無線LANサービス利用規約

(趣旨)

第1条 この規約は、市民活動団体のICTリテラシー向上及び、市民の利便性の向上を図るために設置した公衆無線LANサービス（以下「サービス」という。）の利用方法について必要な事項を定めるものとする。

(利用範囲等)

第2条 サービスを利用できる範囲は、本市が公衆無線LANを設置した施設（以下「施設」という。）内とする。

(利用者の資格及び義務)

第3条 サービスを利用できる者は、施設を利用し、かつ、規約に同意する個人又は団体（以下「利用者」という。）とする。

2 利用者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) サービスを利用して公序良俗に反すると判断されるホームページへの接続をしないこと。

(2) 「不正アクセス行為の禁止等に関する法律」及びその他法令を遵守し、サービスを利用して犯罪・迷惑行為を行わないこと。

3 市長は、利用者が前項の規定に従わないときは、サービスの利用を中止させることができる。

(利用時間)

第4条 サービスの利用時間は、施設が開所している時間内とする。

(利用方法)

第5条 利用者は、サービスの利用にあたり、必要な端末、ネットワーク機器、OS、ソフトウェア、電源ケーブル等を自ら用意するものとする。

(利用料)

第6条 サービスの利用料は、無料とする。

(免責)

第7条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、一切の責任を負わないものとする。

(1) サービスを通じて登録、提供若しくは収集された利用者の情報の消失又はコンピューターウイルス感染等による利用者のコンピュータ被害等、サービスの利用に関連して、利用者に損害が発生したとき。

(2) サービスの利用によって、利用者又は第三者が何らかの損害又は不利益を被ったとき又は、利用者間若しくは利用者と第三者との間で、何らかの紛争が生じたとき。

(3) 利用者の故意又は過失の有無にかかわらず、利用者のユーザID、パスワードが第三者に使用されたことにより、当該利用者が何らかの損害又は不利益を被ったとき。

2 市長は、サービスが何らかの法的根拠に基づき、裁判所、警察、都道府県知事その他の国、地方公共団体の機関から、利用者情報若しくは履歴情報の開示、システムの一時中断若しくは停止又はサービスの一時中断若しくは停止を求められたときは、その命令に従うものとする。

3 前項の場合において、利用者何らかの損害又は不利益を生じたときは、市長は、その責任を一切負わないものとする。

(サービス提供の一時中断及び終了)

第8条 市長は、利用者に対するサービスの全部又は一部を、事前の通知なしに中断又は終了することができるものとする。

(委任)

第9条 この規約に定めるもののほか、必要な事項は、市長が定める。

### 附 則

この規約は、平成22年11月1日から施行する。

この規約は、平成28年8月1日から施行する。